（障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正）

第二十条　障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

第一条第二号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正）

第二十一条　障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

第一条第二号中「法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

告　示

○厚生労働省告示第六号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）の施行に伴い、並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第三項、第三十条第二項及び附則第二十二条第四項の規定に基づき、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係告示の整備等に関する告示を次のように定め、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年一月十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係告示の整備等に関する告示

第一　障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準

第一号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別表第1の1のハの⑷中「未満」の下に「の場合」を加え、同1の注1中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改め、同1の注2中「障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」に、「障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」に改める。

別表第5の5の注の㈡中「障害者自立支援法」を「法」に改める。

別表第6の1の注1中「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」に改め、同第6の10の注中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

別表第9の1の注1中「身体障害者（」を「障害者（」に、「をいい」を「にあっては」に改め、「、知的障害者（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者をいう。）又は精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者をいう。以下同じ。）（」を加え、「「身体障害者等」という」を「同じ」に改める。

別表第12の8の注中「入院していた精神障害者」の下に「（法第4条第1項に規定する精神障害者をいう。以下同じ。）」を加える。

別表第14の12の注3中「障害者自立支援法」を「法」に改める。

別表第16の1の注1中「身体障害者等」を「障害者」に改める。

第二　次に掲げる告示の規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

一　健康保険法施行規則第九十八条第十一号及び船員保険法施行規則第八十六条第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（昭和五十九年厚生省告示第百五十五号）第三号

二　健康保険法施行規則第百六条第一項第八号及び第百七条第十号並びに船員保険法施行規則第九十六条第一項第八号及び第九十七条第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（昭和五十九年厚生省告示第百五十七号）第四号

三　社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（昭和六十二年厚生省告示第二百三号）第一項第十六号及び第十七号並びに第二項第六号

四　健康保険法施行規則第百六条第二項第三号及び第百八条第七号並びに船員保険法施行規則第九十六条第二項第三号及び第九十八条第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成六年厚生省告示第三百一号）第三号

五　精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第一項第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（平成十年厚生省告示第十号）第二号及び第十四号

六　厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業（平成十年厚生省告示第十五号）第一項第一号ニ及び第二号ホ

七　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百四十二号）第二条第二号

八　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二条の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者能力開発助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百四十三号）第一条第三号イ